

四日市市上下水道局管理規程第2号

四日市市上下水道局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年 3月19日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局企業職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局企業職員安全衛生管理規程（平成19年四日市市上下水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1（第23条関係）				
健康診断項目				
種類	対象者	検査項目	回数	備考
定期健康診断 (略)	(略)	(略)	(略)	
特別健康診断 (1) (略)	(略)	(略)	(略)	
(2) <u>VDT作業 従事者検診</u>	<u>VDT作業を 主業務と して専ら 従事する 職員及び 希望する 職員</u>	<u>ア 業務歴、既往歴の調査</u> <u>イ 自・他覚症状の有無の検査</u> <u>ウ 視機能検査</u> <u>(遠近視力・乱視)</u> <u>エ 運動機能検査</u>	<u>年1回</u>	
(3) <u>石綿検 診</u>	<u>石綿を取 り扱う作 業に従事 した経験 を有する 職員</u>	<u>ア 胸部X線撮影(直接)</u> <u>イ 業務歴、既往歴の調査</u> <u>ウ 医師による診察</u>	<u>年2回</u>	

<p>(4) <u>有機溶剤健康診断</u></p>	<p><u>業務上有機溶剤を使用する職員</u></p>	<p><u>ア 業務歴、既往歴の調査</u> <u>イ 自・他覚症状の有無の検査</u> <u>ウ 既往の異常所見の有無</u> <u>エ 尿検査(蛋白)</u> <u>オ 有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)に定められている有機溶剤の区分に応じた検査</u></p>	<p><u>年2回</u></p>	
<p>(5) <u>振動業務従事者健康診断</u></p>	<p><u>振動業務に従事する職員</u></p>	<p><u>ア 職歴等の調査</u> <u>イ 自・他覚症状の有無の検査</u> <u>ウ 視診・触診</u> <u>エ 握力検査</u> <u>オ 血圧測定</u> <u>カ 抹消循環機能検査(常温での爪圧迫テスト及び皮膚温)</u> <u>キ 末梢神経機能検査(常温での手指等の痛覚及び振動覚)</u> <u>ク 医師が必要と認めた検査</u></p>	<p><u>年1回</u></p>	

改正前				
別表第1 (第23条関係)				
健康診断項目				
種類	対象者	検査項目	回数	備考
定期健康診断 (略)	(略)	(略)	(略)	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	

第3号様式から第6号様式までを次のように改める。

第 3 号様式

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者 様

所 属

氏 名

就 業 禁 止 解 除 申 請 書

四日市市上下水道局企業職員安全衛生管理規程第 3 2 条第 1 項の規定に基づき、就業

禁止の解除を下記のとおり申請します。

記

1 病名、発病年月日等

病 名

発 病 年 月 日

年 月 日

就業禁止年月日

年 月 日

就業予定年月日

年 月 日

2 主治医の意見（診断書を添付）

第4号様式

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者 様

巡視者氏名

安全衛生巡視結果報告書

四日市市上下水道局企業職員安全衛生管理規程第35条第1項の規定に基づき、

月 日に実施した衛生巡視の結果について、次のとおり報告します。

	場所等	巡視事項及び結果	備考
施設			
環境			

第 5 号様式

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者 様

所 属 長

安全衛生管理業務実施報告書

月中に実施した安全衛生管理業務について、四日市市上下水道局企業職員安全衛生

管理規程第 4 0 条第 1 項第 1 号の規定に基づき次のとおり報告します。

種 別	月 日	内 容	備 考

第 6 号様式

年 月 日

四日市市上下水道事業管理者 様

所 属 長

感 染 症 等 患 者 発 生 報 告 書

感染症等の患者が発生したので、四日市市上下水道局企業職員安全衛生管理規程第 4

0 条第 1 項第 2 号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 罹 患 者

- 2 病名及び発病年月日
病 名
発病年月日

- 3 現在治療を受けている医療機関名及び所在地
医療機関名
所在地

- 4 その他必要事項

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)